

【6】 迦絺那衣を拈げる（受ける）ことが成立する条件

[0] 『パーリ律』では迦絺那衣を拈げる（受ける）羯磨の記述の後に、「迦絺那衣を拈げる（受ける）」ことが成立しない条件と成立する条件について記されている。先に述べたように「迦絺那を拈げる羯磨」はいわば法律的な行為であるから、その行為が厳密に「拈げた」ことになるかどうかは重要な問題であるからである。今節ではこれについて検討する。

[1] ここでもまずそれぞれの律のいうところを、『パーリ律』『四分律』『五分律』『十誦律』『僧祇律』『根本有部律』の順に紹介する。よく理解できないところもあるが、とりあえず下記のように和訳してみた。

[1-1] 『パーリ律』は、

梳るだけでは拈げたことにならない (na ullikhitamattena atthataṃ hoti kaṭhinaṃ) 、洗っただけ (dhovanamattena) ……、計量しただけ (civaravicāraṇamattena) ……、裁断しただけ (chedanamattena) ……、安縁しただけ (bandhanamattena) ……、仮縫いしただけ (ovaṭṭikakaraṇamattena) ……、綴り合わせただけ (kaṇḍusakaraṇamattena) ……、固縫いしただけ (dalhikammakaraṇamattena) ……、重ね縫いしただけ (anuvātakaraṇamattena anuvāta) ……、背縫いしただけ (paribhaṇḍakaraṇamattena) ……、合わせ縫いしただけ (ovāddheyyakaraṇamattena) ……、一度染めただけ (kambalamaddanamattena) ……、形だけ (nimittakatena) ……、遠回しにいうのは (parikathākatena) ……、暫時のものとするれば (kukkukatena) ⁽¹⁾ ……、延期すれば (sannidhikatena) ⁽²⁾ ……、捨墮のものは (nissaggiyena) ⁽³⁾ ……、浄化されていないものは (akappakatena) ……、重衣以外のものは (aññatra saṃghāṭiyā) ……、上衣以外のものは (aññatra uttarāsaṅgena) ……、内衣以外のものは (aññatra antaravāsakena) ……、五条あるいはそれ以上が即日裁断され作縁されない時は (aññatra pañcakena vā atirekapañcakena vā tadah' eva sañchinnena samaṇḍalīkatena) ……、異住比丘が作る時は (aññatra antaravāsakena) ……、正しく迦絺那を拈げても境界外の者が随喜すれば (sammā c'eva atthataṃ hoti kaṭhinaṃ tañ ce nissīmaṭṭho anumodati evam pi anathataṃ hoti kaṭhinaṃ) 、このような場合は迦絺那を拈げたことにならない。

どのようなものが迦絺那を拈げたことになるか。新衣をもってすれば (ahatena) 迦絺那を拈げたことになる。新衣に等しいもの (ahatakappena) ……、故衣 (pilotikāya) ……、糞掃衣……、市場の布 (pāpaṇikena) ……、暫時のものとしなければ……、延期しないならば……、(一夜を過ごして) 放棄しないならば……、浄化されていれば (kappakatena) ……、重衣によってならば……、上衣によってならば……、内衣によってならば……、五条あるいは過五条が即日裁断され作縁されるときは……、その人が作る時は (puggalassa atthārā) ……、正しく迦絺那衣を拈げそれを境界内の者が随喜する時は (sammā c'eva atthataṃ hoti kaṭhinaṃ tañ ce sīmaṭṭho anumodati) ……、このような場合は迦絺那を拈げたことになる ⁽⁴⁾ 。

とする。

- (1) 「付随」 (Vinaya vol. V pp.172、176、南伝 05 pp.293、299) において次のように解説されている。「暫時のものとは、不取の施与をいう (anādiyadānam)」と。
- (2) 同上。「延期とは、2種の延期あり。作衣の延期 (karaṇasannidhi) と積み置きの延期 (nicayasannidhi) である」
- (3) 同上。「捨墮とは、作衣する時夜明となる (kariyamāne aruṇaṃ udriyati) である」
- (4) Vinaya vol. I p.254、南伝 03 p.446

[1-2] 『四分律』は、

どのようなものがサンガが功德衣を受けるを成じないか。ただ浣っただけでは功德衣を受けたことにはならない。輒治しただけ……、裁隔しただけ……、編辺しただけ……、安紐しただけ……、作葉しただけ……、安鈎しただけでは功德衣を受けたことにはならない。邪命をもって得たもの、諂曲して得たもの、相して得たもの、激発して得たもの⁽¹⁾、経宿して得たもの、捨墮して作浄しないもの (捨墮不作浄)、即日来でないもの、法に応じて衣を受けたものでないもの、四周を安縁しないもの、僧前に在って受けないもの、若しくは有難にして僧伽梨がない場合、若しくはサンガが如法に功德衣を受けても界外に住する者が自ら衣を受けた場合、このような場合は功德衣を受けたことにはならない。

大色染衣をもって功德衣を作ってはならない。錦を用いてはならない。白色を用いてはならない、袈裟色を用いるべきである。

衆僧はこのように功德衣を受けるべきである。もし新衣・檀越施衣・糞掃衣を得たならば、これが新衣であっても故衣であっても帖して作浄する。すでに浣い終わったら納して作浄する。邪命をもって得たものでない、諂曲して得たものでない、相をもって得たものでない、激発して得たものでない、経宿して得たものでない、捨墮せずして作浄したもの (不捨墮作浄)、即日来のもので、法に応じ、四周に縁を安んじ、五条に十隔を作り、もしは過ぎる、自ら浣染舒張輒治裁し、十隔を作って縫治し、衆僧の前で受け、衆僧すでに功德衣を受け竟って界内にある、このような場合は功德衣を受けることを成ずる⁽²⁾。

とする。

- (1) 「激発」は『諸橋大漢和辞典』p.7212によれば、「①殊更に世に異なった行をして人を驚かすこと。②はげましおこす。奮発させる。③はげしくおこること。」という意味が付されている。
- (2) 大正 22 p.878 上、国訳 03 p.272

[1-3] 『五分律』は、

迦絺那衣を受けるを成ぜずというのは、浣・染・打・縫が不如法で、若しくは小、若しくは大、若しくは錦綺衣、若しくは未だ自恣が竟らないのに受ける、若しくは利養を貪り、若しくは欲の故に五事を捨てる。(以上は) 皆受けるを成じない。上に反するのが「受けるを成ず」である⁽¹⁾。

とする。

- (1) 大正 22 p.153 下、国訳 14 p.191

[1-4] 『十誦律』は、

ただ量度するのみでは迦絺那衣を受けると名づけない。ただ染するのみ、ただ縁するのみ、ただ四角を帖するのみ、ただ葉を出すのみ、ただ纂するのみでは迦絺那衣を受けると名づけない。もし故爛衣を用いて迦絺那衣を作れば受と名づけない（若用故爛衣作迦絺那衣者不名為受）⁽¹⁾。先に已に受けて迦絺那衣を作り、今更に受けるのは受と名づけない。もし非時衣を用いて迦絺那衣を作れば受と名づけない。もし鬱金色をもって染めて迦絺那衣を作れば受と名づけない。もし経宿衣をもって迦絺那衣を作れば受と名づけない。もし決定心を以てせずして迦絺那衣を受けなければ受と名づけない。もし不浄衣をもって迦絺那衣を作れば受と名づけない。もし減量に迦絺那衣を作れば受と名づけない。もし減量を以て僧伽梨若しくは鬱多羅僧若しくは安陀会を作り迦絺那衣と作せば受と名づけない（若以減量作僧伽梨若鬱多羅僧若安陀會作迦絺那衣者不名為受）。もし割裁しない衣を以て迦絺那衣と作せば受と名づけない。もし割裁しない僧伽梨、鬱多羅僧、安陀会をもって迦絺那衣と作せば受と名づけない。もし迦絺那を作って衣未だ竟らなければ受と名づけない。もし異の比丘・比丘尼・式叉摩那・沙弥・沙弥尼の衣をもって迦絺那衣と作せば受と名づけない（若以異比丘比丘尼式叉摩尼沙弥沙弥尼衣作迦絺那衣者不名為受）。

またサンガが如法に迦絺那衣を受けると、1人の安居比丘が界を出て即日に還り、すでに迦絺那衣を受けると聴いて随喜しなかった。この人は迦絺那衣を受けると聴いて、歡喜隨順したらこの人は善受と名づける⁽³⁾。

以下の場合を迦絺那衣を受けると名づける。急施衣⁽²⁾を得て用いて迦絺那衣を作るは善受と名づける。時衣を用いて迦絺那衣を作る……、新衣を用いて迦絺那衣を作る……、般宿衣（糞掃衣）を用いて迦絺那衣を作る……、浄衣を用いて迦絺那衣を作る……、作浄衣を用いて迦絺那衣を作る……、割截僧伽梨、鬱多羅僧、安陀会を用いて迦絺那衣と作す……、帖衣を以て迦絺那衣と作す……、比丘・比丘尼・式叉摩那・沙弥・沙弥尼の衣を用いて迦絺那衣と作すは善受と名づける。サンガが如法に迦絺那衣を受けると、1人の安居比丘が界を出て即日に還り、すでに迦絺那衣を受けると聴いて、歡喜隨順したらこの人は善受と名づける⁽³⁾。

とする。

なお『十誦律』系の『薩婆多部毘尼摩得勒伽』にも次のような記述がある。なお括弧の中に記したものは『薩婆多部毘尼摩得勒伽』自身の解説である。

故衣（先に已に受けて迦絺那衣と作したもの）⁽⁴⁾は受けて迦絺那衣と作すを得ない。新衣（初めて受けて迦絺那衣と作すもの）は受けて迦絺那衣と作す。三心（浣時・截時・染時）を發せば受けて迦絺那衣と作す。この三心を發さなければ迦絺那衣を受けると成じない。成じおわったらまた二心を發さなければならない。「この衣は当に僧のために受けて迦絺那衣と作す、我已に迦絺那衣を受く」と。経宿衣（十夜を過ぎ、あるいは1夜を過ぎたもの）は迦絺那衣を受けると成じない。不浄衣（頻日に衣を得たもの）は迦絺那衣を受けると成じない。故衣（比丘が受用する三衣）は受けて迦絺那衣と作すも受を成じない。被打衣（新衣）は迦絺那衣を受けると成じる。打浄した衣（壞色衣）は受けるを成じる。未成衣を受けて迦絺那衣と作すも受を成じない。成じたものを受ければ受を成じる。迦絺那衣を受ければ住処に十利あり。広説は毘尼のごとし。急施衣（十日

の未だ自恣に至らないときに衣を得たもの) は受けて迦絺那衣を作すを得る。三月の衣 (旧僧は15日に自恣をしようとするも、客比丘が来ること多く、同見・同住ならば14日に自恣する。もしは旧僧が客比丘にしたがって自恣する。この日に衣を得るを三月得衣となづく) を得し、受けて迦絺那衣と作すを得る。時衣 (自恣しおわって後1月に得た衣) は受けて迦絺那衣と作すを得る。不浄衣 (死比丘の衣) は受けて迦絺那衣と作すを得ない。五種人 (無臘人・破安居人・後安居人・余処安居人・擯人) は迦絺那衣を受けるも受と名づけない (4)。

(1) 故爛衣というのは古いばかりではなくぼろぼろになって、衣とするに値しないものをいうのであろう。

(2) 安居の自恣になる前の10日間に、軍陣に行こうとする者、遠行しようとする者 (gantukāma)、病中の者、妊娠する者、不信者にして信を起こした者に特別に安居施されたもの。『パーリ律』は「十日ありて未だカッティカ月の満月 (8月15日) に至らない時」とするから、後安居のように見えるが、『五分律』は前後安居とする。『パーリ律』「捨墮 028 (029)」 (急施衣受畜戒) *Vinaya* vol. III p.261、南伝 01 p.441、『四分律』「捨墮 028」大正 22 p.630 下、国訳 01 p.217；『五分律』「捨墮 018」大正 22 p.033 下、国訳 13 p.138；『十誦律』「尼薩耆 027」大正 23 p.057 中、国訳 05 p.179；『僧祇律』「尼薩耆波夜提 028」大正 22 p.322 上、国訳 08 p.377；『根本有部律』「泥薩祇波逸底迦 026」大正 23 p.754 下、国訳 20 pp.137、148

(3) 大正 23 p.207 中～下、国訳 06 p.199

(4) 大正 23 p.605 下、国訳 16 p.232

[1-5] 『僧祇律』は、

(非迦絺那衣とは) 頭鳩羅 (生疎也) (1) をもって迦絺那衣を作ってはならない。鞞劫貝、小段物、故物、特羊毛欽婆羅、髮欽婆羅、草衣、韋衣、樹皮衣、板衣を持って作ってはならない。また一切の非衣は迦絺那衣と名づけず。非時作、截縷浄せず、染浄せず、点浄せず、刀浄せざるはこれも迦絺那衣と名づけない。

作時に受けて受時でない時に受けても、受時に受けて作時でない時に受けても、作時・受時に受けても迦絺那衣を受けると名づける。作時でなく受時でもない時に受けても随喜して、「長老憶念したまえ。この住処のサンガは迦絺那衣を受けた。わたし某甲は随喜して受けん。冬四月を齊して彼の住処の満じるにしたがって我まさに捨てん」という。これを迦絺那衣法という (2)。

とする。

(1) 国訳一切経の註によれば、パーリ語の dukūla で上妙の衣材をいうとする。

(2) 大正 22 p.452 下、国訳 10 p.156

[1-6] 『根本有部律』は、

鄔波離が世尊に尋ねた。幾種人があって張衣を成じないかと。仏が答えられた。五種人がある。無夏人、破夏人、**後夏人**、求寂人、張衣之時不現前者である。また五種人がある。行遍住人 (別住している人)、行遍住竟人、行六夜人、行六夜竟人、授学人である。財利を得て饒益なきものにも五種人がある。無夏、破夏、**後夏**、求寂、不現前人である。また五種人がある。行遍住人、遍住竟人、六夜人、六夜竟人、授学人である。

また以下の五種人は利・益がともにない。不見罪被挙人、重犯被挙人、不捨悪見被挙人、余処坐夏人、僧破已後非法律人である。

邬波離が世尊に尋ねた。疎薄衣、悪衣、多結衣、紵麻衣、繚縁衣、破故衣、犯捨衣、死人衣、これら諸衣をもって迦絺那衣と作すは合なりや否やと。仏は答えられた。合ならずと。石礮衣、別人に属する三衣、三五肘に満たないもの、割截していないもの、清浄ならざるもの、あるいは張衣人を指名(差)しないもの、界外にあるものは衣を張ることになるかどうかと。仏は合ならずと答えられた。夏三月中に得た衣、夏三月が終わって得た衣は羯磨那衣と作すを得るや否やと。仏は得ると答えられた

(1)。

とする。

(1) 大正 24 p.98 中、下、国訳 22 pp.414、417

[2] 以上の各律のいうところの迦絺那衣を拈げる(受ける)ことが成立する条件をまとめてみよう。

まず第1は、迦絺那衣を作るための布地や迦絺那衣は、時衣であって非時衣ではなく、正規の仕方で布施されたものでなければならず、また清浄なものでなければならないということである。ただし時衣でなければならないという点については、『根本有部律』だけはこれに反し、「夏三月中に得た衣、夏三月が終わって得た衣」ともに迦絺那衣となすことができるとしている。

第2は、迦絺那衣を拈げるための衣は布施される場所から、裁断し、縫い、染め、衣として仕立て上げるまで1日になされなければならないということである。

第3は、この仕立て上げられた衣は重衣、上衣、內衣のいずれかでなければならず、これらは律の規定にしたがって作成されていなければならないということである。規定通りに作られるというのは、例えば割截されていなければならない⁽¹⁾、また規定の条数以上のものに仕立て上げられ、染色も規定通りでなければならないということである。

そして迦絺那衣を拈げる「羯磨」の要素をも取り入れていけば、第4として迦絺那衣は選ばれた1人の比丘のみに与えられなければならないということであり、第5としてサンガの他のメンバーがこれに随喜しなければならないということであり、第6としては迦絺那衣が布地から衣に仕立て上げられる場合は、その工程の各段階において「この衣は迦絺那衣として拈げるものである」と念じられたものでなければならないということも加えることができるであろう⁽²⁾。

(1) 『パーリ律』が「5条あるいは過5条」とし、『四分律』が「5条に10隔を作り、もしは過ぎる」とするのは、三衣の作成法として、「もし貧にして割截衣を得ることができなければ衣の上に牒を安んぜよ。もしは5、もしは7、9、11、13、15、もしは過15。しかしもし得ることができれば割截して僧伽梨・鬱多羅僧・安陀会を作れ」(『十誦律』『雜法』大正23 p.300 下、国訳06 p.959)という規定があるからである。

(2) このことは『パーリ律』『四分律』『五分律』には記されていないが、『十誦律』『僧祇律』『根本有部律』や『大沙門百一羯磨法』『薩婆多毘尼摩得勒伽』などに記されている。

[3] 以上、迦絺那衣を払げることが許された因縁、迦絺那衣を払げる羯磨、それが成立する条件などを考察してきた。ここでこれらの締めくくりとして、本論からそれらが「迦絺那衣を払げる羯磨」の特質とここに含まれる意味を考えておこう。

[3-1] まず「迦絺那衣を払げる羯磨」は極めて特殊な羯磨といえるであろう。

律蔵に定められた羯磨の数は漢訳律蔵では101羯磨とされるが、筆者が『パーリ律』に記述される羯磨を調査したところでは、その総数はおおよそ120羯磨である。そしてこれを大きく分けると次のように分類できる。

- (1) 授具足に関する羯磨
- (2) 役職者を選任する羯磨
- (3) 界・住処に関する羯磨
- (4) 布薩・自恣など行事に関する羯磨
- (5) 生活資具の配分や持ち物に関する羯磨
- (6) 裁判・懲罰・破僧に関する羯磨

の6種である。

これらはもとより「律蔵」という法律の規定にもとづいて執行されるが、この「迦絺那衣を払げる羯磨」は、「囑せず聚落に入ってはならない」「衣を離れて宿してはならない」「別衆食をしてはならない」「長衣を蓄えてはならない」「数々食をしてはならない」という法律の規定を適用除外するという羯磨ということができる。換言すればこの羯磨は、規定の超法規的措置をとるための羯磨、治外法権化するための羯磨ということができ、このような羯磨はこの羯磨をおいて外にはない。

[3-2] 次に、上に掲げたすべての羯磨は現実的・合理的な姿勢で執行されるべきものであるが、この「迦絺那衣を払げる羯磨」は必ずしも現実的・合理的に処理されるのではなく、むしろ宗教的な色彩を有している特殊な羯磨ということができる。それは上記の迦絺那衣を払げる条件から言えば、迦絺那衣はその材料においてもその仕上げにおいても特別に清浄なものでなければならず、しかも制作の各工程において「これは迦絺那衣として受けるものである」と念じられなければならないというところに現れている。また迦絺那衣は『僧祇律』が「襜曇みして、箱の中に入れ、衆華を上に乗らす」とし、『根本有部律』では持衣人は、「この衣を持って大小便室に行ってはならない。厨舎煙火の処に入ってはならない」とするのであるから、この衣には神聖性も付与されていると見てよいであろう。逆に言えば、この羯磨はただの衣に神聖性を付与する儀式ということができる。この故にこの羯磨は「迦絺那衣式」とか「迦絺那衣の儀式」などと呼ばれならわされるのである。また『法蔵館』は迦絺那衣を解説して「ある種の戒律が緩和されるしるし」と解説するが、もしこのようなことを意味しているとするならまさしく核心をついた解説であるというべきである。

[3-3] またこの迦絺那衣を払げる羯磨には禁欲的な色彩も付加されているともいえるであろう。それは迦絺那衣がその時点で衣をもっとも必要とするただ1人の人物に与えられ、またこれに使われるのはただ1枚の衣でなければならず、しかもこれを受ける者は故衣を捨てなければならず、また衣材の布施から衣として仕立て上げるまでの全行程を1日のうちにやっしまわなければならないというところに現れている、ということができる。

したがってこの羯磨に要求されるものは、羯磨本来の長衣を持ち、衣材を1ヵ月以上でも

蓄えてでも作衣しやすくするという目的とは正反対であるということが出来る。

[3-4] それではなぜこの羯磨には、上記のような特質が付与されているのであろうか。あまりにも勘ぐりすぎるとの批判を受けるかもしれないが、筆者は次のように推測する。

まず迦絺那衣を拡げることによって5つの戒律条項の超法規的措置がとられたのは、望む衣材が容易に手に入る現代とは違って、まず糸を紡ぎ、それを布に織って、これを衣に仕立て上げるという全作業を手仕事で行い、しかもその材料さえ手に入りにくいという古代インドの文化経済状況があったことは推測するに難くない。

しかも戒律では仏教の出家修行者は三衣以外の長衣をもつことは原則として禁止されていたが、反面ではこの三衣は常に所持しなければならないものであった。いわば三衣は最大限度の衣服であると同時に最少限度の衣服であったのである。したがって釈尊は少欲知足を奨励しなければならないと同時に、三衣が確保できる手だても講じなければならなかった。もしこのような手段がない場合は、好むと好まざるにかかわらず二衣や一衣で生活しなければならない事態に追い込まれる危険性があった。

とはいいながら本来は少欲知足の生活をするべきであり、そのうえ戒律を遵守すべき出家修行者が、一定期間のみとはいえ超法規的にこれを逃れるというシステムを作るのは後ろめたさが伴ったであろう。そこで迦絺那衣を拡げる羯磨には、これに参加する比丘自身がこのようなことを自覚し、かつそれを在家信者に示して在家信者の理解を得るために、この羯磨には宗教儀礼的要素と禁欲的要素が組み込まれたのではなかろうか。

このような背景は、『五分律』が迦絺那衣を許される因縁において「少欲知足と戒を持つことを讃嘆されてから、今より**迦絺那衣を受けるを許す**」と説かれた⁽¹⁾とすることや、『中阿含経』第80経の「迦絺那経」の内容が、阿那律陀が出家してから諸々の戒を守り、少欲知足で、阿蘭若行に励み、如意足などを得たことを説き、これを世尊が褒めて「阿那律陀はよく迦絺那法を説いた。比丘らは迦絺那法を持せよ。迦絺那法は法と相応し、梵行のもととなり、覚を致し、涅槃を致す」と言われた⁽²⁾とすることで読み取ることができる。このように理解すると『中阿含経』第80経がなぜ「迦絺那経」と名づけられたのかという理由も理解することができる⁽³⁾。

(1) 大正22 p.153上、国訳14 p.189

(2) 大正01 p.551下、国訳阿含04 p.391

(3) 「迦絺那経」の内容は、【3】の【1】の註(5)に紹介しておいた。